

校園長様  
各 位

神戸市総合教育センター所長

**総合教育センターの開館時間の変更及び授業づくりコーナーの夜間延長の休止について  
(夜間枠の供用時間の変更等)**

4月2日に神戸市が「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定されたことを受けて、総合教育センターの開館時間について、神戸市総合教育センター条例施行規則第3条但し書きにより以下のとおり変更します。

この取扱いについては本日現在のものであり、状況により変更する可能性があります。

記

**1. 開館時間**

通常、午前9時から午後9時までのところ、午前9時から午後8時まで（閉館を1時間繰り上げ）とする。

**2. 2階授業づくりコーナーの夜間延長の休止**

2階授業づくりコーナーの夜間延長（火・木、午後8時45分まで）を休止する。

※通常は午後5時まで。

**3. 適用期間**

令和3年4月5日～兵庫県のまん延防止等重点措置が神戸市に適用されている期間中

**4. この間の貸館対応について**

① 夜間枠の供用時間を午後6時～午後7時45分（午後8時閉館）に変更

② 定員の変更はありません（通常定員の50%を推奨）

問い合わせ先

研修育成係 橋本、竹本

TEL：360-2001